

広島県告示第百九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十八年広島県告示第八百三十六号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成二十八年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
走島区域 (走島漁業協同組合 の地区)	一 瀬戸内海機船船 びき網漁業	走島区域 (走島漁業協同組合 の地区)	一 瀬戸内海機船船 びき網漁業
	二 二そうさ(しき んちやく網漁業		二 二そうさ(しき んちやく網漁業
	三 あみこぎ網漁業		三 あみこぎ網漁業
	四 二そうぐり網漁 業		四 二そうぐり網漁 業
	五 小型定置漁業		五 小型定置漁業
	六 一から五に掲げ る漁業以外の漁業		六 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてたこつ ぽを使用して営む 漁業
			七 一から六に掲げ る漁業以外の漁業